

わくわく子育て夢プランの内容は？★

基本目標1 子どもたちがはぐくむ子育て力を支援します。

子どもたちが、心身ともにのびやかで健やかに育ち、次の世代を担う人間となれるよう、社会とのかかわりの中で、様々な体験を通じて、自ら学び成長する力をはぐくむため支援します。

基本施策1 子どもたちの生きる力と自己の発達をはぐくむ教育の推進

①自らはぐくむ学習環境の推進

親子や住民が参加する学習環境づくりを促進し、子どもの自発的な活動の支援に努めます。

②未来の親の育成

将来、親となる子どもに、子育ては男女が協力して行うものとの認識や、家庭の大切さなどを理解できるよう啓発に努めます。

基本施策2 子どもたちの健やかな心とからだの育ちへの支援

①子どもの健全育成の推進

子どもが年代に応じて持つ悩みや不安などに対して、いつでも相談できる場の提供と、学校と連携した健康教育に努めます。また、児童館活動などでの遊びを通じた健全育成に努めます。

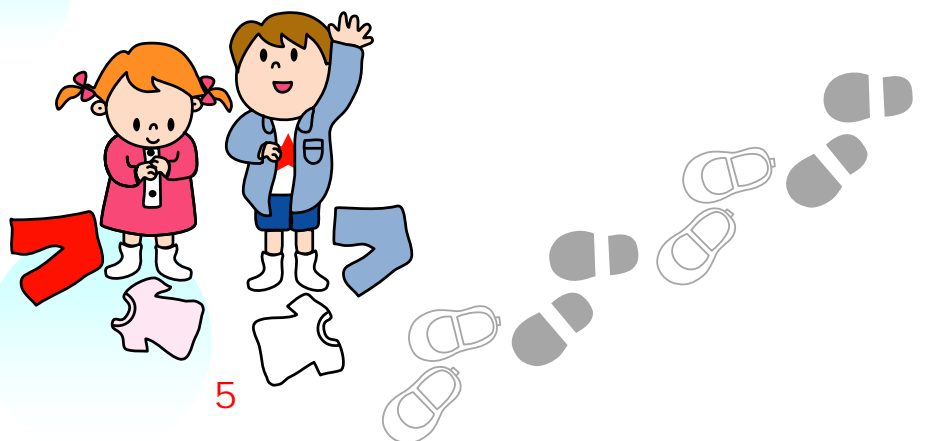
②食育の推進

食を通じて、子どもの心と体の成長を支援するために、各種教室・講座や相談などの事業の実施に努めます。

基本施策3 子どもたちの居場所づくり

①遊び場の提供

遊び場やイベントなどの情報をホームページや広報などで提供します。また、小学校の余裕教室を利用した放課後子ども教室などを実施するとともに、地域住民と連携し、安心して安全な遊び場の整備に努めます。



具体的にはこんなことを行っていきます。

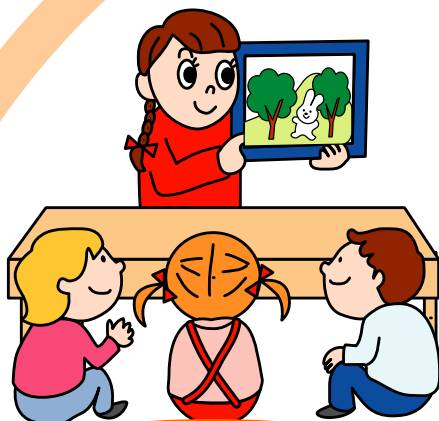
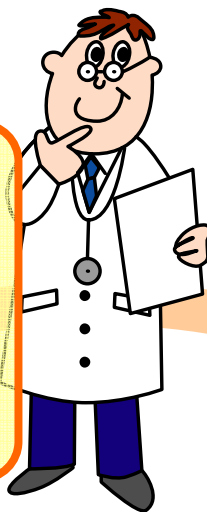


心の教室相談員

小・中学校に相談員を配置し、子どもが悩みや不安を気楽に話せ、ストレスを和らげることができるように努めます。

【平成 20 年度】 全校配置

→ **【平成 26 年度】 継続**

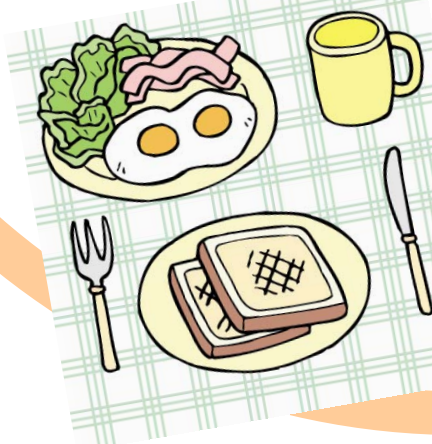


放課後子ども教室

小学校の余裕教室を活用し、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、異年齢の児童間交流と地域住民との交流を図ります。

【平成 20 年度】 2 校

→ **【平成 26 年度】 推進**



児童館活動

児童館が地域の身近な遊び場として、多くの子どもに利用されるように小・中学校、PTAなどの関係機関、団体と連携を図り、積極的な広報活動に取り組むとともに、魅力ある児童館にするために、子どもたちのニーズに応じた活動に努めます。また、指定管理者制度による効率的な運営に努めます。

【平成 20 年度】 児童館 4 施設

学習等供用施設 2 施設

→ **【平成 26 年度】 継続**

親と子の栄養教室

規則正しい食習慣が、食べるという機能を豊かにし、食事を楽しむものにします。食生活の乱れを防ぐため、適切なおやつや食事の取り方を指導します。

【現状】 年 4 回(114 人)

→ **【平成 26 年度】 年 6 回**

基本目標2 すべての家庭ではぐくむ子育て力を支援します。

それぞれの家庭が、自らの責任と役割を持って子どもを安心して産み育て、親密な親子関係を築き、心豊かに安定した家庭生活を送ることができるよう支援します。また、利用者の視点に立ったサービスを充実させ、子育て家庭の孤立・不安や悩みを取り除き、親と子どもが一緒になって成長できるよう支援します。

基本施策1 子育て家庭の視点に立った保育サービスの推進

①保育サービスの推進

近年、注目されているワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を図るために、多様な保育サービスを実施し、家庭状況・就労状況に合わせた、子育て支援の基盤整備に努めます。

②学童保育サービスの推進

学童保育の利用者が年々増加することが予想されるため、小学校の余裕教室の活用に努めるとともに、開設時間を延長することにより就労時間の多様化への対応にも努めます。



基本施策2 多様な子育て支援サービスの推進

①子育て中の親子の交流促進

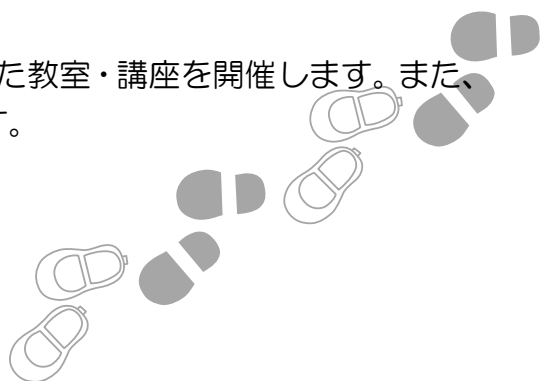
核家族化が進む現代において、子育て中の親が社会や地域から孤立することなく子育てができるよう、保育園の「園庭開放」、「ほほえみ広場」、児童館の「親と子の遊びの広場」などの事業を通じて、親子の交流促進に取り組みます。

②子育てに関する相談、情報提供の推進

気軽に相談ができ、多様な相談内容に対応できるよう、各相談窓口の連携と案内に努めます。また、子育てに関する教室、イベントの開催など、子育て支援事業に関する情報を情報誌やインターネットなどで提供します。

③子育て支援センター事業の推進

父親の育児参加を推進・啓発するなど、ニーズに応じた教室・講座を開催します。また、施設の増設を図り、利用しやすい環境の整備に努めます。



④ファミリー・サポート・センター事業の推進

地域の人々が子育てを支援する制度として、ファミリー・サポート・センターの活動内容を周知するとともに、会員の増加と事業の推進を図ります。

⑤地域における活動拠点等の推進

地域で子育てを支援する子ども会、母親クラブについての必要性を再認識するよう働きかけるとともに、子どもたちの遊びや遊び場の提供に努めます。



基本施策3 子どもたちと母親の保健と医療対策の推進

①子どもや母親の健康の確保

妊娠、出産、子育てを通じて母子の健康が確保されるよう、健康診査、訪問相談、保健指導などを推進します。特に、妊婦健康診査の啓発を図り、すべての妊婦が健康診査を受け、安心して出産ができるように支援します。

また、生後4か月未満の乳児を持つ家庭が対象の赤ちゃん訪問事業や乳幼児健康診査などの場において、子育て情報の提供と育児不安の軽減に努めます。

さらに、育児不安のある養育者に対しては、保健師や保育士による家庭訪問を行い、子育てへの負担感を和らげるよう、育児支援家庭訪問事業を実施します。

②小児医療対策の推進

安心して子どもを生み健やかに育てることができるよう、広報などによる医療に関する情報提供及び医療機関との連携による小児医療体制の整備に努めます。

③不妊治療の支援の推進

子どもを持つことを望み、不妊治療を必要とする夫婦が安心して治療を受けられるよう、治療費助成や情報提供、相談体制の充実に努めます。



基本施策 4 配慮が必要な家庭の子育て支援

① 児童施設での一時的な養育支援の推進

保護者が病気や仕事などの事情により、子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設などと連携して養育支援に努めます。

② 児童虐待防止対策の推進

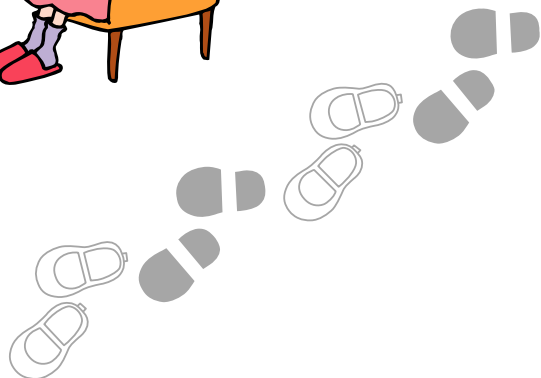
児童虐待の予防及び早期発見・対応に向け、相談体制を充実するとともに、地域と関係機関との連携や、関係者、関係機関による会議を開催し問題解決に努めます。

③ 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等が自立した生活ができるよう、相談支援や経済的支援、自立に向けた就労支援に努めます。

④ 障害児療育支援の推進

障害児及び障害児を持つ保護者が地域で安心して生活できるよう、在宅福祉サービス、児童デイサービス利用の支援に努めます。また、増加傾向にある利用希望者に対する施設の拡充と、障害の種類や程度など一人ひとりの特性を把握し、必要な療育支援の推進に努めます。



具体的にはこんなことを行っていきます。



低年齢児保育

3歳未満児の利用者の増加に対応できる保育事業に努めます。

【平成20年度】18園

(乳児保育6園:生後7か月目から)

→【平成26年度】18園

(乳児保育6園:生後57日から)

延長保育

保護者の勤務形態の多様化に対応するため、現在、午後7時及び1園については午後8時まで行っている延長保育の充実に努めます。【平成18年度より(30分時間延長)利用料 月額30分あたり750円を徴収】

【平成20年度】18園

(午前7時30分~午前8時、午後4時~午後7時)

→【平成26年度】

2園(午前7時~午前8時、午後4時~午後8時)

16園(午前7時30分~午前8時、午後4時~午後7時) (土曜日は正午~)



学童保育

利用者の増加に対応するため、公共施設の有効活用を図り、施設の確保に努めます。また、就労時間の多様化に伴い、開設時間の延長に努め、指定管理者による効率的な運営を推進します。【平成17年度から時間を30分延長 新たに1月2,500円の手数料を徴収】

【平成20年度】10か所 ~午後6時30分

→【平成26年度】10か所 ~午後7時



歯~ぴか教室

乳幼児期から生涯を通じた歯の健康づくりを行うために、一人ひとりに応じた指導ができる場を設け、むし歯予防ができるよう支援します。

【平成20年度】月1回

→【平成26年度】月2回

赤ちゃん訪問

生後4か月未満の乳児を持つ家庭に保健師または助産師などが訪問し、生活状況を把握して保健指導及び相談を実施するとともに、子育て支援に関する情報を提供し、精神的、身体的にも安定した状態で子育てができるよう支援します。

【平成20年度】出産順位第1子・要支援判断

認定家庭への訪問 552人

→【平成26年度】全戸

一般不妊治療費の助成

不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減します。

【平成20年度】

1年度上限50,000円までの助成

→【平成26年度】継続